Rule of
Outdoor
Advertisement

屋外広告物のルール

誇りと愛着のもてる魅力あるまちを目指して

多治見市

私たちが生活するまちには、いろいろな広告物が出されています。
こうした広告板やネオンサインなどの屋外広告物は、
広報、宣伝活動の一つとして社会的に重要な役割を果たしています。
しかし、広告物が無秩序に出されると、
まちの美観を損なったり、思わぬ事故が発生したりすることもあるため、
多治見市屋外広告物条例を制定しました。
この条例は風景作り計画の目標「誇りと愛着のもてる魅力あるまちをつくる」に向け、
屋外広告物に関する取り組みをいっそう充実するため、
岐阜県で制度化されていた屋外広告物条例を多治見市に合った内容にしたものです。

屋外広告とは・・・

次の4つの要件を満たすものを「屋外広告物」としています。

- **常時または一定の期間継続して表示するもの**
- **屋外で表示するもの**
- **公衆（不特定多数の人）に表示するもの（駅の改札口の内側や野球場内の表示を除く）**
- **看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物そのほか工作物などに掲示するものやこれらに類するもの**

※広い概念で、個人の住宅の表札も屋外広告物の一つです。

建物の外に看板やポスターなど(屋外広告物)を出すには、ルールがあります

Q なぜルールがあるの？

A 屋外広告物の乱立や大型化を防ぎ、まち並みや自然の美しさを守るためです。また、屋外広告物が道路の見通しを妨げたり、倒れたりすることがないようにして、事故を未然に防止するためです。

Q どんなルールがあるの？

A 市内で屋外広告物を表示、設置する場合には許可が必要です（団地や高速道路周辺など、原則として禁止している地域もあります）。また、屋外広告物の表示や設置が原則的に禁止されている物（街路樹、信号機など）や表示や設置ができない屋外広告物（破損したもの、落下の恐れがあるものなど）があります。

Q 屋外に広告物を表示、設置するときにはどんなことに気を付ければいいの？

A 表示、設置をしようとする多くの屋外広告物は、条例に基づく許可が必要です。多治見市屋外広告物規制図で表示、設置場所の地域区分を確認するとともに、事前に都市政策課へ個別基準の確認や相談をしてください。

Q 条例に違反している屋外広告物はどうするの？

A 違反した屋外広告物の設置者または管理者に対して、除去や改修・移転・修繕などを命じたり、罰金を科したりします。また、はり紙・はり札・立看板で、禁止された場所に表示されているものや許可を受けてないもの、管理されずに放置されているものは除去します。

景観への配慮が必要です

多治見市の市街地では、都市としての発展が進んだことにより、屋外広告物が無秩序にはんらんし、まちの美しさが損なわれています。

そのため、屋外広告物が風景を損なわないように、また、背後にある斜面緑地と調和するよう、中心市街地とそれを取り巻く斜面緑地一帯を「風景づくり重点区域」に指定しています。

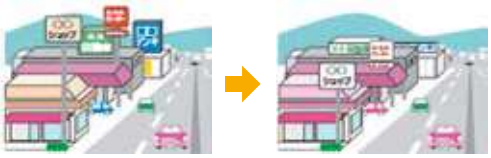

建築物の低層部では個性とにぎやかさを創出し、高層部では落ち着いたまち並みを演出することで、背景となる緑や空との調和を図ります。

広告物はできるだけ集約化し、必要最小限の設置とします。

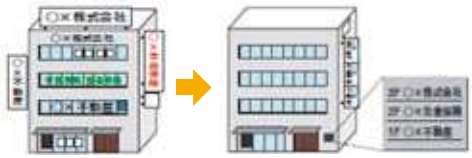

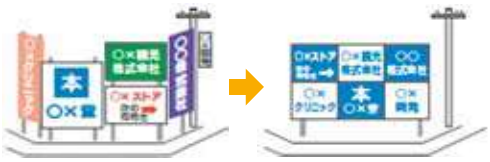

沿道や交差点付近の違法な広告物は取り除き、景観に影響を与える広告物は整理し、集約化を推進します。

広告物を出せない「禁止地域」があります

- 第1・2種低層住居専用地域、風致地区、都市公園
- 中央道、国道19号（虎渓大橋～土岐市境）、国道248号姫・可児バイパス、JR中央本線
- 中央道の両側500m未満の区域（用途地域が定められている区域を除く。）
- 官公署、学校、公立の病院等の敷地内
- 信号機のある交差点、国・県道と国・県道の交差点、国・県道と鉄道との踏切、これらから30m以内の国・県道と、その道路に歩道、車道の区分のないときは、その道路の両側5m以内（高さが7m以上の屋上広告物を除く。）

略図

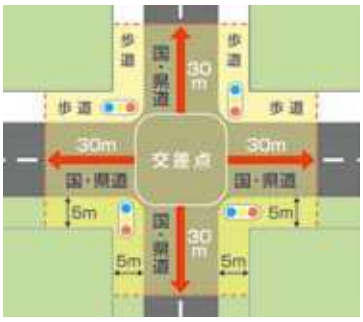

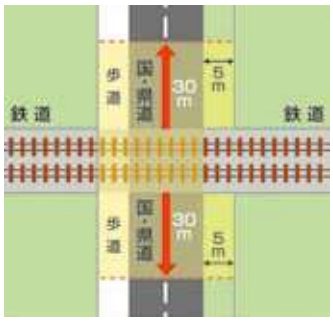

広告を出せない「禁止物件」があります

- 橋、トンネル、街路樹など
- 信号機、道路標識、道路上のさくなど
- 消火栓、電話ボックス、公衆便所など
- 電柱、街灯柱などへのはり紙、はり札、立看板
- 道路の路面

出してはいけない「禁止広告物」があります

- 汚れたり、色あせたり、塗料等のはがれたもの
- ひどく破損したり、老朽化したもの
- 倒れたり、壊れたり、落下するおそれのあるもの
- 信号機や道路標識などに似ていたり、その働きを妨げるおそれのあるもの
- 道路交通の安全を妨げるおそれのあるもの

禁止地域や禁止物件であっても、許可がいらない場合があります

- 法令に基づいて表示するもの
- 天変地異等やむを得ない場合に表示するもの
- 国等が一定の基準内で表示するもの
- アーケードや公園施設などに、地名や寄贈者名等を一定の基準内で表示するもの

禁止地域であっても、許可がいらない場合があります

- 自分のお店や事務所の敷地の中に、そのお店や事務所の名前、商売の内容などを表示するもので、全ての広告物の合計面積が10㎡以下のもの
- 管理用広告物で表示面積が2㎡以下のもの
- 道標や案内図板等で、表示面積が2㎡以下のもの
- 冠婚葬祭又は祭礼のために臨時に掲出するもの
- 講演会や音楽会等のために、その会場の敷地内に掲出するもの

禁止物件であっても、許可がいらない場合があります

- 送受信塔、煙突、ガスタンク等に表示する、表示面積が10㎡以下の自家用広告物や、管理用広告物

屋外広告物を設置するには、申請が必要です

広告物を表示、設置しようとする人は、市長の許可を受けなければなりません。

● 自己の店舗などに表示する広告物

自己の店舗や事務所に表示する屋外広告物で、**表示面積の合計10㎡を超えるもの**を設置する場合は許可が必要です。
※屋外広告物が複数ある場合は、合計面積で判断します。

● 案内広告やそのほかの広告物

自己の店舗や事務所に表示する屋外広告物以外の広告物は、表示面積にかかわらず、すべて許可が必要です。

屋外広告物の表示、設置の流れ

① 事前相談

許可基準に沿って計画する必要があるため、事前に相談してください。

② 審査手数料の支払い

広告物の個数や表示面積に応じた審査手数料が必要です。

③ 道路占用および工作物確認の申請

道路を占用する場合は道路占用許可が必要です。

また、高さが4mを超える広告塔や広告板は建築確認が必要です。

④ 設置工事・表示

落下や転倒など、公衆に対する危険防止に配慮してください。

⑤ 許可シールの貼り付け

許可を受けた広告物に許可シールをはり、適正な管理に努めてください。

⑥ 安全点検の実施

広告物の倒壊や落下による事故を防ぐため、定期的に安全点検を実施し、常に良好な状態にしてください。

広告物を設置するときは、屋外広告業の届け出を行った者または講習会修了者など、管理者を置くことが決められています。

⑦ 有効期限の確認

許可の有効期限を確認し、期限後も表示する場合は更新手続きが必要です。表示の必要がなくなった場合は速やかに除去し、除却届を提出してください。

許可の有効期限

新　　規	3年以内
更　　新	2年以内
簡易広告物 (はり紙、はり札、立看板など)	2ヶ月以内

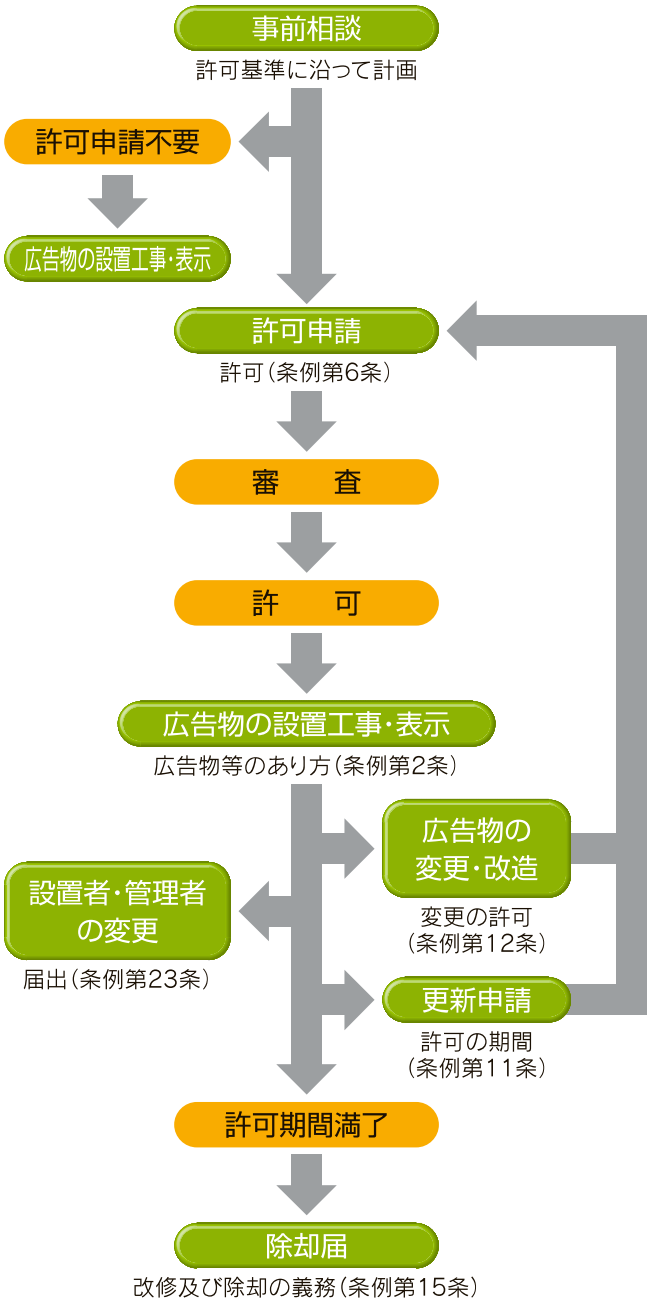

許可の共通基準

（1）都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
（2）汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。
（3）広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。
（4）蛍光塗料は、使用しないものであること。
（5）電飾設備を有するものにあっては、点滅速度は緩やかなものであって、昼間においても良好な景観又は風致を損なわないものであること。
（6）色彩は、良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害防止に充分配慮したものであること。
（7）基調となる色彩は、明清色及び高彩度を可能な限り避けること。
（8）容易に腐朽又は破損しない構造であること。
（9）点滅する電飾広告物は設置しないこと。（多治見駅北地区地区計画に定められた住居1・2地区のみ）

許可の個別基準

●禁止地域

種類		条例で定める禁止地域全域
野立広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物	自家広告物	○面　積：1事業所あたり合計50㎡以下　○その他：広告物の種類に応じて、重点区域内その他の地域の基準を満たすこと
	案内用広告物 道標等	○面　積：一面2㎡以下、合計4㎡以下（集合看板は一面10㎡以下、合計20㎡以下） ○高　さ：野立広告物のみ5m以下 ○その他：広告物の種類に応じて、重点区域内その他の地域の基準を満たすこと

●許可地域

重点区域

種類		駅南地区	駅北地区 駅前地区	駅北地区 沿道地区	駅北地区 住居1・2地区
駅周辺地区	野立広告物	○面積：一面20㎡以下、合計40㎡以下 ○高さ：10m以下　○道路上の突き出し不可　○ベースカラーとして使用する色数は3色まで			○面積：一個10㎡以下
駅周辺地区	屋上広告物	○個数：一建築物につき1個 ○面積：20㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合は1面30㎡以下、合計120㎡以下） ○高さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 ○ベースカラーとして使用する色数は3色まで		設置不可	
駅周辺地区	壁面広告物	○面積：次の2つとも満たすこと ●1個30㎡以下 ●同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/5以下 ○ベースカラーとして使用する色数は3色まで			○面積：次の2つとも満たすこと ●1個10㎡以下 ●同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/5以下
駅周辺地区	突出広告物	○個数：一壁面につき1個（堅固な建築物に掲示する場合を除く）　○下端の高さ：歩道上は地表から2.5m以上、車道上は地表から4.7m以上 ○面積：20㎡以下　○ベースカラーとして使用する色数は3色まで ○道路上への出幅：1m以下　○道路上への突き出し不可			

種類			市長が指定する地域 用途地域外	市長が指定する地域 用途地域内	その他
その他の地域	野立広告物	自家広告物	○面積：一面20㎡以下、合計40㎡以下　○高さ：10m以下		
その他の地域	野立広告物	案内用広告物 道標等	○面積：一面4㎡以下、合計8㎡以下（集合看板は一面20㎡以下、合計40㎡以下） ○高さ：5m以下	○面積：一面20㎡以下、合計40㎡以下 ○高さ：10m以下	
その他の地域	野立広告物	その他	○面積：一面20㎡以下、合計40㎡以下 ○高さ：10m以下　○路線からの距離：30m以上 ○広告物相互距離：50m以上 （中央道の両側500m～1,000mは300m以上）		
その他の地域	屋上広告物		○個数：一建築物につき1個　○高さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 ○面積：20㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合は1面30㎡以下、合計120㎡以下） ○ベースカラーとして使用する色数は3色まで		
その他の地域	壁面広告物		○面積：次の2つとも満たすこと　○ベースカラーとして使用する色数は3色まで ●1個30㎡以下（（堅固な建築物に掲示する場合を除く） ●同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下		
その他の地域	突出広告物		○個数：一壁面につき1個（堅固な建築物に掲示する場合を除く） ○道路への出幅：1m以下　○面積：1個20㎡以下 ○下端の高さ：歩道上は地表から2.5m以上、車道上は地表から4.7m以上		

●許可地域

重点区域外

種類		市長が指定する地域 用途地域外	市長が指定する地域 用途地域内	その他
野立広告物	自家広告物	○面積：1個50㎡以下　○高さ：15m以下		
野立広告物	案内用広告物 道標等	○面積：一面4㎡以下、合計8㎡以下（集合看板は一面20㎡以下、合計40㎡以下） ○高さ：5m以下	○面積：一面20㎡以下、合計40㎡以下 ○高さ：広告塔は15m以下、その他は10m以下	
野立広告物	その他	○面積：一面20㎡以下、合計40㎡以下 ○高さ：広告塔は15m以下、その他は10m以下 ○路線からの距離：30m以上 ○広告物相互距離：50m以上 （中央道の両側500m～1,000mは300m以上）		
屋上広告物		○個数：一建築物につき1個　○高さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 ○面積：20㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合を除く）		
壁面広告物		○面積：次の2つとも満たすこと　●1個30㎡以下（（堅固な建築物に掲示する場合を除く） ●同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下		
突出広告物		○個数：一壁面につき1個（堅固な建築物に掲示する場合を除く）　○道路上への出幅：1m以下 ○面積：20㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合を除く）　○下端の高さ：歩道上は地表から2.5m以上、車道上は地表から4.7m以上		

違反広告物簡易除却

このような屋外広告は違反です

下の図のような道路・歩道に置いてある看板や電柱・信号機・街路灯・歩道橋・ガードレール・ガードパイプなどに付けられている立看板、はり紙、のぼり旗などは多治見市屋外広告物条例に違反するものです。

このような屋外広告物は、交通安全の維持や景観の保持のために、除去します。

※交通安全協会ののぼり旗など公共のためのものや商店の敷地内のもの、または電柱への巻き看板、袖看板など条例で認められているものは除去しません。

簡易除却できる違反広告物の種類

はり紙

はり紙とは主に電柱や壁などに紙の状態で直接貼り付けてある物をいう。

貼り札

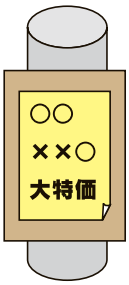

貼り札とは木やプラスチックの板などに紙を貼った物をいう。

貼り札類

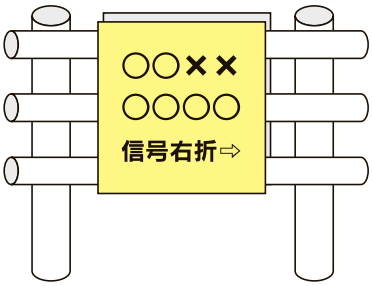

貼り札類とは鉄板やプラスチックの板に直接印字された広告物を指す。

捨て看板

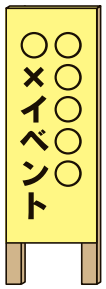

捨て看板とは木製のフレームにビニールや布などを貼り付けた簡易的な広告物を指す。

立て看板

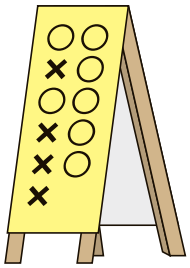

立て看板とは主に木材枠に布・ベニヤ・カラートタン・アルミを貼り付けた広告物です。

立て看板類

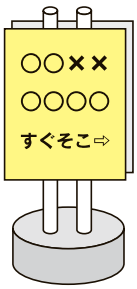

立て看板類はコンクリートの基礎にスチールやプラスチックのポールを差し込んだ物に掲示してある広告物を指します。

のぼり旗

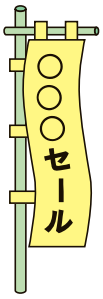

のぼり旗とはポールに布製の広告物が掲示してある物をいう。

簡易除却協力団体（違反広告なくし隊）

多治見市では、まちの美観を損ねたり、歩行者の通行に支障を与えたり、道路の見通しを妨げ交通安全上の問題を引き起こす恐れのあるような違反広告物の除却作業を定期的に行っています。

しかしながら、こうした違反広告物が後を絶つことはなく、担当者で除却作業を行うだけでは限界があります。

そこで、違反広告物の簡易除却に市民のご協力をいただき、美しい風景づくりを実現するために**「簡易除却協力団体（違反広告なくし隊）」を募集**しています。

みなさんも簡易除却協力団体として、美しい風景づくりに取り組んでみませんか？
ご興味がございましたら、多治見市都市政策課までお問い合わせください。

※応募に際しては、次の条件をすべて満たす必要があります。

- 簡易除却に参加できる方が3名以上の団体
- 団体の構成員は市内在住で18歳以上の方
- 年間6回程度、簡易除却活動を行うことができる団体

違反広告なくし隊認定から実施までの流れ

1. 違反広告なくし隊の募集
2. 市民からの問い合わせ
3. 「なくし隊」の詳しい趣旨を説明
4. 申請書・候補者名簿・計画書・除却を希望する地域の地図の提出
5. 認定要件の確認
6. 認定団体と決定
   多治見市市民総合賠償保険（多治見市市民総合賠償保険制度）に加入
7. 認定書の交付
8. 候補者に講習会の実施
9. 除却した物を保管する場所を事前に決定する
   身分証明書・腕章・除却道具の貸与
10. 計画書に従い除却活動
11. 活動後、なくし隊より実施報告書の提出
12. 簡易除却の内容を多治見市において公示

多治見市屋外広告物条例

（目的）

第1条　この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物等のあり方）

第2条　広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持するよう努めなければならない。

（禁止広告物）

第3条　次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（１）著しく汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したもの
（２）著しく破損し、又は老朽したもの
（３）倒壊又は落下のおそれがあるもの
（４）信号機、道路標識等に類似するもの又はこれらの効用を妨げるようなもの
（５）道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（禁止地域等）

第4条　次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（１）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域及び特別緑地保全地区
（２）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域、同法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定された地域又は第110条第1項の規定により仮指定された地域並びに同法第143条第2項の規定により定められた地区及びその地区から展望することができる地域
（３）岐阜県文化財保護条例（昭和29年岐阜県条例第37号）第3条第1項又は第7条の6第1項の規定により指定された建造物の周囲及び同条例第8条第1項の規定により指定された地域で、市長が指定する区域
（４）多治見市文化財保護条例（昭和52年条例第29号）第3条第1項により指定された建造物の周囲で、市長が指定する区域
（５）森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により指定された保安林のある地域
（６）高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間
（７）道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、鉄道（新幹線鉄道を除く。）、軌道及び索道で、市長が指定する区間
（８）道路及び鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）から展望することができる地域で、市長が指定する区域
（９）都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
（10）駅前広場で、市長が指定する区域
（11）官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院、博物館及び美術館
（12）社寺及び教会の境域で、市長が指定する区域
（13）河川、湖沼、渓谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
（14）交差点、踏切、道路の曲がり角、上り坂の頂上等及びこれらの付近で交通安全上必要があるとして市長が指定する区域
（15）前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所

（禁止物件）

第5条　次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（１）橋、トンネル、高架構造、安全地帯及び分離帯
（２）石垣、よう壁その他これらに類するもので、市長が指定するもの
（３）街路樹及び路傍樹並びに道路上にあるアーケード、日おい及び雁木
（４）信号機及びその附属施設、道路標識、道路上のさく、駒止並びに里程標
（５）電柱、街燈柱その他これらに類するもので、市長が指定するもの
（６）消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
（７）郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔並びに公衆便所
（８）送電塔、送受信塔及び照明塔
（９）煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
（10）銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
（11）多治見市美しい風景づくり条例（平成13年条例第10号。以下「風景づくり条例」という。）第28条の2第1項に規定する景観重要建造物など
（12）前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する物件

2 電柱、街燈柱その他これらに類するもの（前項第5号に該当するものを除く。）には、はり紙又は法第7条第4項に規定するはり札等、広告旗若しくは立看板等を表示し、又は設置してはならない。

3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

（許可地域等）

第6条　次に掲げる地域又は場所（第4条各号に掲げる地域又は場所を除く。）に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

（１）景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（市長が指定する区域を除く。）

（２）文化財保護法第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、市長が指定する区域
（３）岐阜県文化財保護条例第3条第1項又は第7条の6第1項の規定により指定された建造物の周囲及び同条例第8条第1項の規定により指定された地域で、市長が指定する区域
（４）多治見市文化財保護条例第3条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、市長が指定する区域
（５）道路及び鉄道等で、市長が指定する区間
（６）道路及び鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域
（７）駅前広場で市長が指定する区域
（８）社寺及び教会の境域で、市長が指定する区域
（９）河川、湖沼、渓谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
（10）交差点、踏切、道路の曲がり角、上り坂の頂上等及びこれらの付近で交通安全上必要があるとして市長が指定する区域
（11）都市計画法第5条第1項及び第2項の規定により指定された都市計画区域
（12）前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所

（適用除外）
第7条　次に掲げる広告物等については、前3条の規定は、適用しない。
（１）法令又は条例の規定により表示し、又は設置するもの
（２）公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は選挙の運動期間中及び選挙の当日において行う政治活動のために表示し、又は設置するもの
（３）公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに地名又は寄贈者名等を表示するもので、規則で定める基準に適合するもの
（４）天災地変、伝染病の発生等緊急やむを得ない場合に必要なもの
2 次に掲げる広告物等については、第4条及び前条の規定は、適用しない。
（１）自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置するもの（以下「自家広告物」という。）で、規則で定める基準に適合するもの
（２）管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの
（３）道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
（４）冠婚葬祭、祭礼等のため、臨時に表示し、又は設置するもの
（５）講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置するもの
（６）人、動物、車両、船舶等に表示するもの
（７）地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示するもの
3 次に掲げる広告物等については、第5条第1項の規定は、適用しない。
（１）第5条第1項第2号、第8号若しくは第9号に掲げる物件に表示し、又は設置する自家広告物で、規則で定める基準に適合するもの
（２）管理上の必要により第5条第1項各号に掲げる物件に表示し、又は設置するもの
4 次に掲げる広告物等については、規則で定めるところにより市長が公衆の利便のために特に必要と認めて許可をした場合に限り、第4条の規定は、適用しない。
（１）自家広告物又は道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物等で、第2項第1号又は第3号に規定する基準に適合しないもの
（２）自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に表示し、又は設置するもの
5 政党（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第2項に規定する政党をいう。以下同じ。）が第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内において表示するはり紙及びはり札については、規則で定めるところにより市長が当該政党の政治活動のために必要と認めて許可をした場合に限り、第4条の規定は、適用しない。
6 前条の規定により掲出物件の設置の許可を受けた者が当該物件に表示するはり紙で規則で定める基準に適合するものについては、同条の規定は、適用しない。
7 国若しくは地方公共団体又は市長が指定する公共的団体（以下「国等」という。）が公共的目的をもって広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合においては、前3条の規定は、適用しない。
8 前項に規定する場合においては、国等は、あらかじめ、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する旨を市長に通知しなければならない。ただし、第1項から第3項までの規定において前3条の規定を適用しないこととされた広告物等を表示し、又は設置する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。
9 国等は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、前3条の規定の趣旨に沿うよう努めなければならない。

（許可の基準）
第8条　第6条の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

（風景づくり重点区域における許可の基準）
第9条　風景づくり条例第7条第1項の規定により定められた多治見市風景づくり計画による風景づくり重点区域における広告物等の表示又は設置に関し、第6条の規定による許可をする場合における許可の基準は、規則で定める。

（許可の条件）
第10条　市長は、第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

（許可の期間）
第11条　第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可の有効期間は、3年を超えない範囲内において規則で定める期間を超えることができない。
2 市長は、前項の有効期間の満了前30日までに申請があった場合は、更新することができる。
3 前項の規定により更新することができる許可の期間は、2年を超えない範囲内において規則で定める期間を超えることができない。

（変更の許可）

第12条　第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、広告物等を改造し、又は移転しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第10条の規定は、前項の場合に準用する。

（許可の表示）

第13条　第6条又は第7条第4項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所に、規則で定める許可の証票をはり付けておかなければならない。ただし、規則で定めるところにより、許可の証印を押したもの若しくは許可の打刻印を受けたもの、許可の証印の印影を刷り込んだもの又は政党が表示するはり紙若しくははり札については、この限りでない。

（許可の取消し）

第14条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を取り消すことができる。

（１）この条例の規定又は第10条（第12条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項において同じ。）の規定による許可の条件に違反したとき。

（２）詐偽その他の不正の手段で許可を受けたとき。

（改修及び除却の義務）

第15条　第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、許可期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、7日以内に広告物等を除却しなければならない。

2 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、広告物等が汚染し、変色し、塗料等がはく離し、破損し、又は老朽したときは、直ちに改修し、又は除却しなければならない。

（措置命令）

第16条　市長は、この条例の規定又は第10条の規定による許可の条件に違反した広告物等について、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの移転、除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、30日の期間を定めてこれを行うべき旨及びその期限までに行わないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が行う旨を公告しなければならない。

（違反広告物である旨の表示等）

第17条　市長は、前条第1項の規定により広告物等の移転又は除却の措置を命じた場合において、当該措置を命じられた者が、特別の理由なく、措置をすべき期限を経過しても措置をしないときは、規則で定めるところにより当該広告物等にこの条例に違反する旨の表示をすることができる。

2 市長は、前項の規定により表示をした場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、移転又は除却の措置を命じられた者の氏名又は名称及び住所並びに当該措置を命じられた広告物等の設置場所その他必要と認める事項を公表することができる。

（広告物等を保管した場合の公示事項）

第18条　法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１）保管した広告物等の名称又は種類及び数量

（２）保管した広告物等の所在した場所及び当該広告物等を除却した日

（３）当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所

（４）前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

（広告物等を保管した場合の公示の方法）

第19条　法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

（１）前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、7日間）、市役所の掲示場その他の公衆の見やすい場所に掲示すること。

（２）法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市役所の掲示場その他の公衆の見やすい場所に掲示すること。

（広告物等の価額の評価の方法）

第20条　法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第21条　法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第22条　法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

（１）法第7条第4項の規定により除却された広告物等　7日

（２）特に貴重な広告物等　3月

（３）前2号に掲げる広告物等以外の広告物等　14日

（届出）

第23条　第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、7日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（１）自己又は管理者の住所又は氏名（法人の場合は、その名称、事務所の所在地又は代表者の氏名）に変更があったとき。

（２）管理者を変更したとき。
（３）第15条の規定により広告物等を除却したとき。
（４）許可の有効期間満了前に広告物等を除却したとき。
2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、第16条第1項の規定によりこれらの表示若しくは設置を停止し、又はこれらの移転、除却その他の措置をしたときは、7日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（手続、処分等の効力の承継）
第24条　広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者（以下この条において「設置者等」という。）について変更があったときは、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前の設置者等がした手続その他の行為は、新たに設置者等となった者がしたものとみなし、従前の設置者等に対してした処分、手続その他の行為は、新たに設置者等となった者に対してしたものとみなす。

（報告徴収、立入検査等）
第25条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者、これらを管理する者若しくは屋外広告業者（岐阜県屋外広告物条例（昭和39年岐阜県条例第47号。以下「県条例」という。）第29条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入らせ、広告物等、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（諮問）
第26条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、風景づくり条例第33条に規定する多治見市風景審議会の意見を聴かなければならない。
（１）市長が第4条から第6条までの規定により指定し、又は当該指定を変更し、若しくは廃止しようとするとき。
（２）市長が第17条第2項の規定により公表しようとするとき。
（３）この条例の施行につき市長が必要と認めたとき。

（告示）
第27条　市長は、第4条から第6条までの規定により指定し、又は当該指定を変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

（手数料）
第28条　この条例の規定による許可（許可の更新を含む。）を受けようとする者は、多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

（委任）
第29条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）
第30条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
（１）第4条から第6条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
（２）第12条第1項の規定に違反して広告物等を改造し、又は移転した者
（３）第15条第1項の規定による除却をしない者
（４）第16条第1項の規定による命令に違反した者
第31条　第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。
第32条　次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
（１）第13条の規定による証票のはり付けを怠った者
（２）第23条の規定による届出を怠った者

（両罰規定）
第33条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）
1 この条例は、平成22年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
2 施行日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第4号。以下「特例条例」という。）の規定により市長が行った事務を含む。）で施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
3 この条例の施行の際現に県条例及び特例条例の規定により岐阜県知事若しくは市長の許可を受け、又は適法に表示され、若しくは設置されている広告物等でこの条例の規定に適合しないこととなるものについては、当該広告物等の残存耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による残存耐用年数をいう。以下この項において同じ。）の期間満了の日までの間（残存耐用年数が3年未満のものについては、施行日から3年の間）は、なお従前の例による。
4 施行日前にした県条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお県条例の例による。
以下省略

屋外広告物のルール

発　行　平成23年3月(2011年3月)
平成27年1月(2015年1月) 増刷
令和2年2月(2020年2月) 増刷

編　集　多治見市役所 都市計画部都市政策課
表紙デザイン　　丸理印刷株式会社

〒507-8703　岐阜県多治見市日ノ出町2-15
TEL(0572)22-1111
E-mail　tosisei@city.tajimi.lg.jp
URL　https://www.city.tajimi.lg.jp

この冊子は一部あたり466.4円で、300部、総額139,920円で作成しました。
この冊子はグリーン購入法に基づく基本方針の基準『印刷』の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料(Aランク)のみを用いて作成しています。
リサイクル適正:紙へのリサイクル可

VEGETABLE OIL INK　環境にやさしい植物油インキと再生紙を使用しています